

知立市と株式会社名古屋銀行とのSDGs推進に関する包括連携協定書

知立市（以下「甲」という。）及び株式会社名古屋銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力を強化し、知立市内におけるSDGsの推進及び持続可能でよりよいまちづくりに資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動及びSDGsの達成に資する取組を推進することにより、知立市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) SDGsの普及促進に関すること。
- (2) 人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくりに関すること。
- (3) 人々が集う交流のまちづくりに関すること。
- (4) 次代を担う子どもを豊かに育むまちづくりに関すること。
- (5) 互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりに関すること。
- (6) 芸術や文化を大切にするまちづくりに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、SDGsの推進及び持続可能でよりよいまちづくりに関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示してはならず、本協定に基づく活動以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求め

られた場合は、この限りでない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、いずれからも特段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和 5 年 3 月 20 日

甲 愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市

知立市長 林 郁

乙 愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取 藤原 一郎